令和5年12月27日

千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)に係る 事業評価の方法について(案)

1 評価の方法、スケジュール

- ・ 毎年度、すべての事業において「第5次千葉県DV防止・被害者支援基本 計画 施策進行管理票」(資料1-3)を作成管理し、委員へ報告する。
- ・ 具体的な数値等による指標がある施策は「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)における指標の達成状況」(資料1-4)を用いて達成度を作成管理し、委員へ報告する。
- ・ 5年計画の3年目に「千葉県DV防止対策検討会議」において中間評価 として委員から意見をいただき、次年度以降の事業の取組に活かしてい く。
- 計画最終翌年度は、計画期間(5年間)の評価を実施する。

2 評価項目

- 当初予算額、決算額
- 事業の実施予定・実施結果・事業の効果
- ・ 実施結果の自己評価(事業の進捗状況の自己評価を行う)
- ・ 今後の方向性・検討課題等

3 公表について

・ 計画の進捗状況については、県民に事業の取組状況及び評価結果を公表 していく。